

社会福祉法人 北九州市戸畑民生事業協会 一般事業主行動計画

職員が、仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮することができるようにするため、つぎの行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

2. 内 容

<目標>

- ・ 小学校就学前の子を養育する職員が希望する場合に利用できる所定外労働の免除、短時間勤務の周知

<対策>

- ・ 対象となる職員が制度に関する相談をしやすい体制をつくる。
- ・ 妊娠や出産に関する制度や育児休業法に基づく時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業の制度を周知する。